

かめやま KAMEYAMA

市議会だより

第17号

平成20年2月1日

発行・三重県亀山市議会

編集・市議会編集委員会

三重県亀山市本丸町577

☎ (0595) 84-5059

ホームページ

<http://www.city.kameyama.mie.jp/gikai/>



平成20年亀山市消防出初式



議会の 主な動き

※ 一 月 ※

- 25日 三重県市議会議長会総会（熊野市）
- 21日 関西本線名古屋亀山間複線電化促進協議会（名古屋市）
- 18日 議員全員協議会、会派代表者会議

平成十九年十二月定例会は、十二月三日に招集され、十七日間の会期で開催されました。開会日には、市政及び教育行政についての現況報告があり、その後、議案十六件が上程され、提案理由の説明が行われました。

そして、十日には上程された議案に対する質疑を、十一日と十二日には市政に関する一般質問を行いました。また、十九日の最終日には、各常任委員会から付託議案の審査報告を受け、追加提出された人事案件とともに原案のとおり可決及び同意し閉会しました。

議案質疑・一般質問

発言通告の要旨

十二月定例会に、各議員から通告があった議案質疑、一般質問の内容(要旨)は、次のとおりです。

※掲載は質問順、《 》は所属会派

議案質疑

1市の景観政策における本条例の位置づけはどうなるのか

伊藤彦太郎 《市民クラブ》

岡本八秀 《新和会》

●議案第六十九号亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

●議案第七十六号亀山市営住宅条例の一部改正について

1 暴力団員の定義について
2 身上調査の方法について
① 入居予定者の同意があるのか

② 入居後、同居者の発生報告について
3 市営住宅の目的外使用はないのか

1 ビラ作成単価の根拠は
2 作成後のビラのチェックはどうか

●議案第七十五号亀山市環境保全条例の一部改正について

●議案第七十七号平成十九年度亀山市一般会計補正予算

3 育児休業等に関する条例及び亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

宮崎勝郎 《緑風会》

●議案第七十号亀山市職員の育児休業等に関する条例及び亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

1 育児短時間勤務とはどのような勤務なのか
2 育児休業時の給与はどのようなになるのか
3 育児休業されている場合の所属の事務に支障はないのか

1 退職手当が増額されているが、退職人数の見込み違いの理由は何か
2 退職者が多いと業務に支障がでないのか。退職者の職位の内訳について、また、事務の引継ぎは完全か。新入職員の採用は予定通りに行っているのか
3 管理者はベテラン職員の退職の引継ぎを十分に行っていただきたい

(第三号)について

◇十二月定例会議案一覧◇

(議案第〇号↓議〇)

○可決した議案

議69 亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

公職選挙法の一部改正に伴い、市長の選挙における候補者のビラ作成について、一定の範囲内において無料とするための改正

議70 亀山市職員の育児休業等に関する条例及び亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、長期間にわたる育児と仕事の両立が可能となるよう育児短時間勤務制度が導入されたことによる改正

議71 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について

人事院勧告に伴い、国の指定職以上の職員の給与の取扱いに準じて、教育長の期末手当及び勤勉手当の支給割合を据え置くための改正

議72 亀山市職員給与条例の一部改正について

人事院勧告に伴い、市の一般職に属する職員の給与等を改定するための改正

議73 亀山市手数料条例の一部改正について

所得税法等の一部を改正する法律において、租税特別措置法が一部改正されたことに伴う改正

議74 亀山市国民健康保険条例の一部改正について

健康保険法等の一部を改正する法律において、地方税法が一部改正され、国民健康保険税を高齢等年金から特別徴収するための改正

議75 亀山市環境保全条例の一部改正について

三重県景観づくり条例が制定され、同条例に基づき三重

か ついて

●議案第七十四号亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

1 特別徴収とはどのような世帯か

2 特別徴収者と普通徴収者の世帯数はどれほどか

●議案第七十五号亀山市環境保全条例の一部改正について

1 今回の改正目的は

2 この改正は従来の開発行為とは別に新たに規制するの

3 この条例の所管事務はどこ

●議案第七十七号平成十九年度亀山市一般会計補正予算(第三号)について

1 第四款衛生費第一目保健衛生総務費の病院事業繰出金

一億七千七百九十万円について

2 第六款農林水産業費の農村集落機能強化支援事業三百

五十一万円について

3 第九款消防費第一項消防費の庁舎管理費百万円について

4 第十款教育費第六項保健体育費の美し国三重市町対抗

駅伝大会費二百五十万円に

竹井道男《市民クラブ》

●議案第七十一号亀山市教育委員会の教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について

1 教育長の期末手当、勤勉手当を据え置くための条例化

なぜ改正するのか

2 国の指定職に準ずるとあるが指定職とはどのような職員

か

3 今回なぜ指定職に準じなければならぬのか、他に指定職に準ずる職員はいるの

か

4 期末手当についても今後同様の扱いになるのか

●議案第七十七号平成十九年度亀山市一般会計補正予算(第三号)について

1 個人市民税の増額、法人市民税の減額補正はどのような理由からか

2 固定資産税の増額補正はどのような理由からか

3 地方交付税(特別交付税)の減額補正はどのような理由からか

水野雪男《新和会》

●議案第八十三号平成十九年度亀山市病院事業会計補正予算(第三号)について

1 病院事業について、どのような経営努力がされているのか

2 医療センター方向性検討委員会の現状とこれからの検討課題をどう思っているか

●議案第八十四号亀山市後期高齢者医療に関する条例の制定について

1 被保険者の保険料算定の根拠を伺う

2 この医療制度のために亀山市が負担すべき額は

3 この制度発足によって亀山市の国民健康保険事業への影響は、特に財政面での予想額を聞く

4 保険料の滞納対策、収納率向上策を聞く

5 被保険者の健康の保持増進のため事業をどうするか

6 この制度発足について、制度の啓発、PRの方法を聞く

櫻井清蔵《いづれの会(も属さない)》

●議案第七十六号亀山市営住宅条例の一部改正について

・市営住宅から暴力団員を排除するための改正とあるが、現況の把握はしてあるのか、

議76 景観計画において届出の対象となる行為を本条例の開発行為の定義に新たに規定するための改正

議77 国土交通省から公営住宅における暴力団排除の基本方針等が示されたことに伴い、本市においても市営住宅から暴力団員を排除するための改正

議78 平成十九年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第二号)について

議79 平成十九年度亀山市老人保健事業特別会計補正予算(第二号)について

議80 平成十九年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算(第二号)について

議81 平成十九年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算(第一号)について

議82 平成十九年度亀山市水道事業会計補正予算(第二号)について

議83 平成十九年度亀山市病院事業会計補正予算(第三号)について

議84 亀山市後期高齢者医療に関する条例の制定について

平成二十年四月から始まる後期高齢者医療制度について、法令及び三重県後期高齢者医療広域連合条例に定められているもの以外の事務について規定するため、新たに条例を制定

○同意した議案
議85~87 亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
任期満了となる前田佳吾氏、水谷紀嘉氏、木崎嘉秋氏を引き続き選任することに同意

また、改正による混乱は起
こらないか

●議案第七十七号平成十九年
度亀山市一般会計補正予算
(第三号)について

- 1 総務管理費 退職手当二億
八千五百四十四万八千円当
初八名が二十二名とあるが
退職者の年齢、職種等
- 2 定年退職者、勸奨退職者、
自己の都合による退職者の
内訳
- 3 大量退職に伴い、他職員へ
の負担増、市民サービスの
低下を懸念するがその対応
を知りたい

福沢美由紀(いづれの森にも属さない)

●議案第七十四号亀山市国民
健康保険税条例の一部改正
について

- 1 具体的に、どのような改正
か
- 議案第八十四号亀山市後期
高齢者医療に関する条例の
制定について
- 1 保険料について
- 2 窓口負担について
- 3 受ける医療はどのように変
わるのか
- 4 保険証の取り上げ、資格証
の発行について

一般質問

片岡武男《市民クラブ》

●既存企業の支援施策につい
て

- 1 現状の支援施策の内容情況
について
- 2 住民との共存・共栄・共生
への企業存続可能な支援施
策について
- 3 今後の支援施策について

●公害防止対策費の四分の三
を国・県・市での支援の確
立

- ① 企業が公害防止対策に対す
る投資額の減免措置の確立
- ② 既存企業の保護継続には、
工場付近の開発は条件付き
で許可
- ④ 既存企業が工業団地への移
転には、相応な財政支援と
減免措置の確立

●中小企業の支援がされない
施策なら、今後は、経費削
減で補助施策はなくす方向
性なのか

- 畑地で農業振興地域の振興
施策について
- (農用地除外申請含む)
- 1 現在まではどの様に振興施
策で行政が支援されてきた
のか
- 2 住民・企業・農業の共存・
共栄・共生と農業施策で生
活基盤確立への今後の支援
施策について
- 3 農用地除外申請に対する行
政の方向性について
- ① 今回、農用地除外申請が不
許可でも、来年度にでも継
続審査されるのか
- ② 今回の農用地除外申請は永
久に許可まで有効か
- 不許可の場合は、行政支援
か
- ③ 畑地で採算可能な製品を指
導が可能なのか
- ④ ミニ開発より、公園付きの
で住民要望が取り入れられ
る開発の推進は
- ⑤ ある企業が土地を提供する
が、循環道路での提案への
計画は

中村嘉孝《新和会》

●亀山市まちづくり基本条例
(仮称)について

- 1 市条例と「まちづくり基本
条例」との位置づけについ
て
- 2 「まちづくり基本条例」の
中に住民投票制度の条項を
加える考えは
- 3 この基本条例の最高規範性

森美和子《緑風会》

●学校図書館の環境整備につ
いて

- 1 市内小中学校十四校の実態
調査の中から

●事業仕分けについて

- 1 事業仕分けを必要とする背
景と目的、また、仕分けの
手法を具体的に
- 2 アウトソーシングは現時的
に可能か(指定管理者制度
の前例もあるが)
- 3 事業仕分けの検証結果を予
算編成に反映させるのか

●道路行政について

- 1 亀山市の道路行政(施策)
の全体構想をどうお考えか
- 2 道路特定財源である揮発油
税等の暫定税率の適用が廃
止された場合の道路財源の
確保について

●福祉行政について

- (福祉医療費助成制度)
- 1 福祉医療費助成制度(三公
費)の現状について
(年間医療費、対象人数、
動向等)
- 2 三公費(乳幼児・心障・一
人親家庭)医療においての
受益者二割負担について

を明確にしておく必要があ
るのでは

- ① 協力員の拡大と学校図書館
ボランティアの考え方に
ついて
- ② 蔵書の充実について
- ③ 公立図書館司書の巡回指導
の方向性について
- 2 「亀山市子ども読書計画」
の策定状況について
- 3 うちどく(家読)の推進に
ついて

●ごみの減量化について

- 1 家庭ごみ収集の現状につい
て
- 2 環境対策としてのマイバッ
ク運動の推進について
- みえ防災コーディネーター
の役割について
- 1 亀山市としての働きかけに
ついて
- 2 自主防災組織との連絡協議
会の方向性について

●福祉行政について

- (福祉医療費助成制度)
- 1 福祉医療費助成制度(三公
費)の現状について
(年間医療費、対象人数、
動向等)
- 2 三公費(乳幼児・心障・一
人親家庭)医療においての
受益者二割負担について

伊藤彦太郎《市民クラブ》

●選挙公営について

- 1 見直しの考えはあるのか
- 認定こども園について
- 1 亀山東幼稚園と第二愛護園
との合築について認定こど
も園を目指す考えはあるの
か
- 名阪国道沿線のインフラ整
備について
- 1 名阪国道の事故や工事の際、

狭い市道が側道のように
なってしまうている。整備
の考えは

岡本八秀 《新和会》

- 耐震工事補助事業について
 - 1 市の把握している個人住宅の耐震工事の件数が知りた
い。また、この件数をどう
思うか
 - 2 耐震設計料補助制度と耐震
工事費補助制度の利用条件
の緩和について
- また、各自治会所有の公民館の補強工事や建替えに對する補助金の増額はできな
いか
- 3 地震による避難民の支援や
仮設住宅の建築は負担が大
きい。耐震工事の補助制度
の拡充の方が結果的には安
くつくのではないか
- ドッグランの設置について
 - 1 ドッグランに対する市の認
識について
 - 2 ドッグラン設置による犬の
飼い主への教育効果と犬に
よる事故防止への効果につ
いての市の考えはどうか。
- 飼い主同士のコミュニケー
ションも増加する事は良い
と思うが、市はどう考える
か

3 四千世帯以上にものぼる愛
大家のためにも、ドッグラ
ンの設置を要望します

坊野洋昭 《緑風会》

- 県道亀山関線について
 - 1 着工・完成の時期、用地買
収の完了予定日を問う
 - 2 市道野村布気線との同時完
成はできるのか
 - 3 県との調整は十分できてい
るか
- スマートインターチェンジ
について
 - 1 いつから供用開始できるの
か
 - 2 周辺道路整備計画を問う
- 関宿温泉・足湯について
 - 1 現在の温泉水はどう処理さ
れているのか
 - 2 足湯完成時の排湯計画につ
いて
 - 3 泉質の分析結果に対する市
の考えを問う
- 駅前再開発について
 - 1 現況はどうなっているのか
(進捗状況を問う)
 - 2 今後の見通しと目標設定は
どうなっているのか

竹井道男 《市民クラブ》

●斎場建設事業の進捗につ
いて

1 計画通り進行しているかに
ついて

●消防・救急業務について

- 1 内科系の急病者の救急搬送
の状況と病院の受け入れに
ついて
- ① 四月からの搬送状況につ
いて
- ② 受け入れ医療機関での理解
について
- 2 今後の取り組み課題につ
いて
- ① 内科系の急病の場合、かか
りつけ医との連携はとれな
いのかについて
- ② 救急出動要請の自粛、抑制
策への対応について、どの
様な検討を進めてきたかに
ついて
- 行政経営について
 - 1 なぜ、事業仕分けが先なの
か、行政評価が先ではない
のかについて
 - 2 予算や決算審査における議
会の議論について
 - 3 人材育成基本方針について
- ① 亀山市はどのような職員を
求めているのか
- ② 意識改革が最大のテーマと
考えるか
- ③ 職員自らが目標を持ち、取
り組む姿勢が大事と考える
か

4 取り組みの進め方について

水野雪男 《新和会》

- 消防の広域化について
 - 1 県の示している消防再編案
について現状の消防本部体
制からみたスケールメリッ
トをどう思うのか
 - 2 亀山市の近隣都市との相互
広域協定の現状とこれまで
の協定による出動実績は
あったのか
 - 3 前期基本計画での市北東部
消防署所配置の検討と県の
消防再編の方向についてど
う考えるのか
 - 4 鈴鹿亀山広域連合における
広域行政圏計画策定での広
域消防体制についての市の
態度を問う
- 平成二十年度予算編成に向
けて
 - 1 平成二十年度予算編成の基
本の方針を問う
 - 2 企業誘致の成果が実感でき
る市単独の施策を検討すべ
きではないのか
 - 3 前期基本計画の第一次実施
計画のなかで
 - ① 自然の森公園整備事業費の
進捗状況とこの事業の考え
方を聞く
 - ② 関宿周辺地域にぎわいづく
り推進事業での足湯施設に
ついての進捗状況は

り推進事業での足湯施設に
ついての進捗状況は

4 平成二十年度に取り組むべ
き政策予算をどう考えてい
るのか

- 5 行政改革の成果が予算に反
映できるものがあるのか
- 危機管理について
 - 1 木造住宅耐震化促進事業の
推進について
 - 2 情報機器における保守管理
は大丈夫か
 - 3 庁舎管理は大丈夫か
 - 4 天神マンボの調査結果と今
後の対策をどうするのか
 - 5 A E D の導入推進を図れな
いか
- 市内中心部と周辺地域との
格差について
 - 1 道路行政からみた格差はど
うか
 - 2 都市公園と農村公園との格
差はどうか
 - 3 交通環境対策（コミュニ
ティバス）はどうか
- 都市公園と運動公園の整備
について
 - 1 イベント時の駐車場確保は
今後どの様に考えているの
か
 - 2 運動公園における競技ス

宮崎勝郎 《緑風会》

ポーツの施設整備をどうするののか

●まちづくりのなかで駅前整備について

1 駅前の整備を今後どのように考えているのか

2 駅前の便所の整備をどのように考えているのか

●保育園整備について

1 保育園の耐震化工事による保育業務に支障は出ないか

2 第二愛護園と東幼稚園の幼保事業を今後どうするのか

●指定ゴミ袋の導入について

1 各地域での説明会の反応は

2 今後ゴミの有料化につながるらないか

前田耕一《市民クラブ》

●西野公園の施設改善について

1 公園内の設備改善について

2 運動広場の整備について

●東野公園運動広場の利用規定について

1 利用規定の詳細について

2 利用制限及び制限理由について

●博物館事業について

1 歴史博物館展示室のあり方について

2 まちなみ・文化財室との連携について

鈴木達夫《新和会》

●各種パトロール活動について

・各種パトロール活動（道路・補導・環境）が改善や施策にどのように反映されているか

1 パトロールのねらい、実施状況、成果について

2 パトロール報告により、他部・室への横断的な報告はなされているか

3 より効果的で成果が望まれるパトロール活動について

●障害者福祉について

・障害者自立支援法の施行に伴う亀山市の対応について

1 応負担（定率一割負担）により、障害者、事業所施設にどのような変化（負担）がみられるか

2 法の骨子に「障害者もつと働ける社会に」が示されているが、現状の雇用状況や雇用対策をどのように認識しているか

3 国の政策転換により、地方の福祉サービスの低下が危惧される中、サービスの維持、継続、伸長のために市はどのような対応が必要と考えるか

福沢美由紀《いずれの会にも属さない》

●入れ歯リサイクルについて

1 亀山市社会福祉協議会が準備を進めている「入れ歯リサイクル」に対し、市としても積極的な取り組みを

●学校給食について

1 自校直営方式、センター方式、デリバリー方式それぞれ、メリット、デメリットを、どのように認識し、今回、デリバリー方式を選んだのか

2 具体的に、食の安全、安心に対し、現在行っている自校方式と同レベルのものがどのように保証されるのか

3 自宅からお弁当を持参する子とデリバリー方式を利用する子との間に、そして旧関町の完全給食との間に、税金の使われ方に不均衡が生じますが、どのように考えますか

●高年齢者、障がい者の切実な願いであるJR亀山駅へのエレベーターの設置について

1 平成十三年十二月議会での質問以降、どのような取り

組みがされたのか。また、今後どのように取り組むのか

●県が打ち出した「乳幼児「障がい者」「一人親」の医療費助成制度の一律二割負担導入について

1 亀山市の進んだ施策を守りこれまで通りの医療費助成制度を堅持することを求めるが、市長の考えはどうか

●入札について

・本市における入札制度について

1 指名競争入札のあり方

2 随意契約の基本的な考え方

3 業者ランク付けの考え方

●櫻井清感《いずれの会にも属さない》

4 十八年度、十九年度における入札不調案件の実数を知りたい。

●指定ゴミ袋について

市内各地において説明会が開催されているが、市民の理解度、各会場においての意見、反響について行政としてのとらえ方を知りたい。会場の配布文書によると有料化のとらえ方をする向き説明に聴きうるがどうなのか。また、導入に際して四十五リッター入り一袋の単価を知りたい。

質疑と答弁

提出議案に対する質疑者とその主な内容は、次のとおりです。
10日 伊藤彦太郎、岡本公秀、宮崎勝郎、竹井道男
水野雪男、櫻井清感、福沢美由紀

議案第69号

●亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

●問 市長の選挙においてビラの配布が認められ、一枚当た

りの作成単価が七円三十銭を上限に公費負担が行われるが、その単価の根拠は、また枚数が一万六千枚というがチェックをどのようにするのか。現在の選挙公営でもポスターのチェックをされているが、今、他県で不正請求の話が出ていますので、市として不

正防止の考え方を聞く。

答 公職選挙法の一部改正により、地方公共団体の長の選挙において、選挙運動用のビラ、いわゆるマニフェストを公費で作成ができるようになった。作成単価は公職選挙法施行令に規定された上限額以内となっている。

次に、ビラ枚数は公職選挙法に規定する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラの中に頒布責任者、印刷業者名、住所を記載したものを選挙管理委員会が確認のうえ、同委員会が発行した証紙を貼って配付されるものである。また、候補者と印刷業者間の有償契約もチェックするが、単価は上限額以下であれば、候補者の裁量によることになる。

議案第71号

亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について

問 教育長の期末手当、勤勉手当の支給割合を据え置いための条例改正であるが、人事院勧告の中で、政府は特別職を含む指定職の手当の改定見送りを決定したと聞く。教育

長はこれまで一般職に準ずる扱いであったが、なぜ今回一般職と異なる取り扱いとするのか。指定職とはどのような職員を指すのか尋ねる。

今回提出される改正は、期末手当及び勤勉手当に関する部分となっているが、勤務時間に関しては、ほぼ一般職に準じている。手当は特別職に勤務は一般職に近い扱いをすることはアンバランスでないか、教育長の位置づけについて明確にすべきではないか。

答 人事院勧告に伴い国家公務員的一般職に属する職員の給与改定が行われたが、国家公務員の指定職及び指定職以上に相当する特別職においては改定が見送られた。教育長についても指定職以上に相当する役職として据え置くものである。このことは総務省から地方公共団体も同様に取り扱うようとの通知があり据え置くものである。

各省庁の審議官等の指定職を市に当てはめると、教育長が指定職に相当する職以上と考える。教育長の位置づけについては、現在、教育改革論等も論じられており、時期が来たら検討する。

議案第75号

亀山市環境保全条例の一部改正について

問 環境保全条例は、開発行為と環境保全との調和を図るもので、今回の改正は県の景観づくり条例の制定に伴う改正であるのか。改正目的は何か。

今までの環境保全条例にいう開発行為は都市計画法で規定する開発行為と違っていたが、今回新たに規定するのは、都市計画法とは別なのかどうか尋ねる。

答 近年の活発な経済活動に伴い、なれ親しんできた原風景も変わりつつあり、市民の景観への関心も高まってきた。このため、亀山らしい景観づくりを進める目的で、来年度から施行される三重県景観づくり条例と整合を図りながら指導していくための改正である。

今回の改正は、県景観づくり条例の届け出対象行為を市の環境保全条例の届け出対象としても位置づけるものである。具体的には、県の景観形成基準の考え方に沿って施設

の配置や規模、形態や外観、あるいは色彩などを中心に指導を行っていく。

議案第76号

亀山市営住宅条例の一部改正について

問 本年四月に東京都町田市の都営住宅において、暴力団員による立てこもり発砲事件が発生した。これを受けて、国では公営住宅から暴力団を排除し規制をするようになった。市も国に準じて今回条例の一部改正を行うものであるが、暴力団員の定義について伺う。

また、入居予定者の身上調査はどのように行うのか。それには、入居予定者の同意が必要とされるのか。入居後に同居者が生じた場合も把握はされているか。

答 暴力団員の定義については「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団の構成員としている。

暴力団員であるか否かの確認のための身上調査は、本人の同意を得た上で三重県警察本部に照会をし、その情報を

得ることとしている。

また、同居者が発生した場合は同居承認申請書を提出いただく、その申請書にも確認のため同意をいただくこととしている。

議案第77号

平成十九年度亀山市一般会計補正予算（第二号）について

問 一般会計補正予算に職員退職手当の補正が計上され、当初八名の退職予定者が二十二人になっている。増えた十四名の内訳、年齢及び職種について伺う。なぜ大量の退職者が出たのか、市民に対するサービスに影響はないか伺う。

答 十四名の勧奨退職者の内訳は、事務職五名、保健師二名、保育士・幼稚園教諭五名、消防職一名及び給食調理員一名である。また年齢構成は、四十五歳から五十歳一名、五十歳から五十五歳三名、五十五歳以上十名となっている。

市の行政改革大綱に基づき、定員適正化計画の積極的な推進を図るため退職勧奨を実施したことによる増加である。常日ごろから主担当者と副担当者で業務の執行を行って

り、職員間での情報の共有による連携が図られている。また退職に伴う引継ぎを的確に行うことで、市民サービスの低下を招かないように努めている。

議案第83号

平成十九年度亀山市
病院事業会計補正予
算(第三号)について

問 医師不足による病院事業収益が減収し、一般会計からの補助金が増加している中、長期的に見て、医療センターの経営をどうするのか検討しなければならぬ。十一月に医療センターの今後のあり方を検討するため、有識者を含めて医療センター方向性検討委員会を立ち上げられたが、どういった方向で検討がされるのか結果をいつまでに出されるのか伺う。



亀山市医療センター

答 調査・検討して、今後の方向性を見出ししていくことを目的としている。検討期間は二年間で途中に中間報告を行うことも考えている。

また、地域の医療、介護、福祉の連携による地域包括的なケアシステムの中における医療センターの役割についても議論を行う。短期的には、現在、一部診療制限をしている内科について、開業医さんのご協力をいただくことにより、時間外診療の実施に向けた協議を行っているところである。市民の安心・安全を守る自治体病院として、よりよい方向性を見出してまいりたい。

議案第84号

亀山市後期高齢者医療に関する条例の制定について

問 この医療制度の創設に反対する署名が二十万人ほど国に届けられるなど国民の批判が広がる中で、関連する法律が成立した。本制度を平成二十年度から実施するための条例制定である。そこで、市民が一番関心のある保険料について尋ねる。また窓口負担はどのようになるのか。この制度の発足により受ける医療がどのように変わるのか。

答 三重県後期高齢者医療広域連合が決定した平成二十年度及び二十一年度の保険料は、均等割額が三万六千七百五十八円、所得割の率は六・七九%となっており、その後は、二年ごとに見直しが行われる。医療機関の窓口における自己負担は、現行の老人保健制度と同様に、現役並みの所得がある方は三割、それ以外の方は一割の負担となっている。また一カ月に負担いただく自己負担限度額も新たな制度に変わっても増えることはなく、医療の給付内容も変わらない。

質問と答弁

市政に関する一般質問の質問者とその主な内容は、次のとおりです。

11日 片岡武男、中村嘉孝、森 美和子、伊藤彦太郎
岡本公秀、坊野洋昭

12日 竹井道男、水野雪男、宮崎勝郎、前田耕一
鈴木達夫、福沢美由紀、服部孝規、櫻井清蔵

既存企業の支援施策
について

問 亀山市の産業振興施策として、大企業に対する支援だけでなく、中小企業の育成支援も必要ではないか。

答 本市に進出した工場で、進出した当初は、付近に住宅がなく、工場の拡張も可能で工場の適地と判断し、鈴鹿市から工場移転した。しかし、近年、付近に住宅が建ち、近隣住民から苦情などを受けようになり、生産設備の増強をすることが難しい状況となっている。工場としての存続を営業者が心配している。市としての支援策はないか。

西野公園の
施設改善について

問 西野公園の南側駐車場のトイレは、男女共用で使い勝手が非常に悪い。トイレはその地域の文化度を示すバロメーターの一つと言われている。このトイレについての考え方を伺う。

答 次に、西野公園の多目的運動広場は、水はけが悪く、雨の後には、池のような状態になっている。改修は考えられないのか。また、実際に状況を確認したことがあるのか。



西野公園運動広場

の利用計画をもとに公園全体を見据えて、配置したものである。体育館や武道館には内部に十分な施設があることから、利用者の多い野球場入り口に屋外の男女別トイレを設置している。

公園は多くの市民に利用していただいており、南側駐車場のトイレは、設置後二十数年が経過しており改修を検討したい。

多目的運動広場については、十分な改修は難しいと思うが、砂の補てんなど少しでも利用しやすいように管理に努める。また、水たまりができることは把握している。

消防救急業務について

問 亀山市における救急出動は、年々増加している。本年四月からは、当市の医療センターの内科医師不足のため、鈴鹿市及び四日市市内の医療機関に受け入れをお願いしている。そこで、四月から現在までの急病者の救急搬送状況について伺う。

あわせて、受け入れ医療機関における亀山市からの受け入れ体制に問題はないか。また、医療機関側での理解は十分に行われているのか。

答 本年四月から十一月末までの内科系急病者の救急搬送人員は、全体で六百三十五人である。うち、市内の医療機関への搬送が八十七人で、市外への搬送は五百四十八人となっている。また、市外への搬送のうち、鈴鹿市内が四百八十三人、四日市市内が四十人、津市内が二十三人などとなっている。特に、鈴鹿市内の二病院には、四百七人を収容していただいている。次に、救急患者を受け入れていただいている市外の医療機関に対しては、文書でお願い

いし、理解いただいている。また、搬送先医療機関の受け入れに関するトラブル的なものは発生していない。



高規格救急車

消防の広域化について

問 消防庁は消防の広域化に関する基本方針を定め、消防本部の管轄人口を、おおむね三十万人以上を目標としている。県では本年度中に消防広域化案を提示し、県としての消防広域化推進計画を策定することになっている。そこで、第一次総合計画の前期基本計画では、市北東部への消防署所の設置を検討するとなっているが、消防広域化との関係

をどう考えているのか。

答 消防の広域化は、消防組織法の改正に基づき、平成十八年七月十二日に国の基本指針が示された。このため、県は、平成十九年度中に消防広域化推進計画を作成し、広域合併する市町は、五年以内に消防広域の運営計画を策定することとなっている。

現在、県において広域化推進計画が検討され、本年度中に示される予定である。今後、どのように進められていくのか、その行方を見守りながら、市北東部への消防署所の設置についても考えていく。

危機管理について

問 市施設へのAED（自動体外式除細動器）の導入を推進しているが、小・中学校を含めた公共施設へのAEDの導入状況を伺う。

また、ホテルやコンビニなど常時営業を行っているところへ、置かせてもらってはどうか。AEDを扱うことができる人がいれば、一命をとりとめることもある。今後の対応について尋ねる。

答 AEDの公共施設への導

入は、平成十八年度から計画的に実施している。本年度は、地区コミュニティセンターや中学校等への導入を行った。平成二十年度は、小学校、幼稚園、保育園に導入する予定である。また、地域住民の活動場所として学校施設が利用される機会も増大していることから、校舎閉鎖時でも緊急時には地域住民の方が利用できるように、携帯用AEDも検討していきたい。

なお、市内の大型物品販売店や飲食店の一部には既に設置されている。今後、コンビニやビジネスホテル等にも導入を要望していきたい。

県道亀山関線について

問 名阪亀山関工業団地やテクノヒルズには、北側にフラワード路が開通し、市内北部や北東部との自動車交通は大変便利になった。しかし、市内の東部、南部及び関地区からの交通渋滞には目に余るものがある。このため、県道亀山関線と、それにつながる市道と賀白川線の開通が待たれるところである。

そこで県道亀山関線はいつ

工事着手するのか、工事の完成はいつになるのか。また、工事に先立っての用地買収の完了予定をいつごろに設定されているのか。

【答】 県道亀山関線の事業スケジュールについて、事業を施工している県鈴鹿建設事務所を確認したところ、現在進めている用地買収は、平成二十一年度で完了し、二十二年度に工事着手して、工事の完了が平成二十四年度末になることである。そして、平成二十五年には供用開始をする予定であると伺っている。

障害者福祉について

【問】 障害者自立支援法の施行に伴う一割負担の導入により、障害者の方がサービスを仕方なく中断、あるいは制限されるケースはないか。事業所においても厳しい運営環境の中、サービス内容を低下させたり、廃止したりするケースはないか。

また、この状況に対する市の対応を伺う。

【答】 障害者自立支援法の施行に伴い、利用者がサービスを中断、あるいは事業所が利用

を断るといった状況は、当市では見受けられない。

法施行後、一部負担の上限額の設定、所得の低い方に対する負担上限額の引き下げなどの見直しが行われた。また、利用者の負担軽減を図るため、通所支援費の支給、グループホームの家賃補助などを県及び市の事業として行っている。

次に、事業所に対しては、収入減の緩和措置として、従前報酬の九十%までを保障する対策が図られている。また、県及び市の事業として、利用者の送迎費用を補助するため、送迎加算の導入と事業所の安定運営のための施策も講じた。

JR亀山駅へのエレベーターの設置について

【問】 JR亀山駅へのエレベーターの設置は、高齢者の方にとって切実な問題である。以前にも議会で取り上げたが、その後どうなっているのか。また今後の取り組みを伺う。

今、積み立てるだけで使わないリニア駅整備基金の基金条例を改正して、JR在来線やバスなどの交通網全体の整備に使えるようにしてはどうか。



JR 亀山駅構内

【答】 JR東海に対し、亀山駅のバリアフリー化について要望し、三重県鉄道網整備促進期成同盟会などを通じて、JR東海に働きかけている。

国は、駅の利用者が一日当たり五千人以上で、高低差が五メートル以上の駅を優先してバリアフリー化する方針を打ち出している。JR東海もその方針に沿ってバリアフリー化を進めているが、亀山駅はこの基準に満たないため、バリアフリー化が進まない状況である。

次に、リニア基金条例の改正の考え方については、基金は設置目的に沿って、使われるべきであると考えている。

学校図書館の環境整備について

【問】 朝の十分間読書は、全国で小・中・高合わせると二万五千校、約九百二十五万人の児童・生徒が行っている。亀山市の小・中学校でも十四校が取り入れ、さまざまな効果が出ている。そこで、家庭における読書環境づくりとして、家庭での読書習慣を養うためのうちどく（家読）の取り組みが必要と考える。亀山市でもこういった家読の取り組みができないか尋ねる。

【答】 子供たちに望ましい読書習慣を身につけさせるために、保護者会や教育懇談会の場で、学校で借りた本を親子で読み味わい、家庭での読み聞かせのよさを理解してもらうように努めている。

また、国語学習の一環として、家庭で音読を継続的に行うようにしている。さらに夏休みには、学校図書館を保護者や地域に開放して、親子貸し出しを行った学校もあり、おおむね好評であった。こうしたことが家庭での読書習慣につながることを期待している。

学校給食について

【問】 中学校給食について、教育委員会の方針は、デリバリー方式で実施するということだが、自校直営方式、センター方式などいろいろ給食方法がある中で、それぞれの利点と欠点をどのように認識しているか。

【答】 また、給食は教育であるという視点に欠けているのではないか。

【答】 それぞれの方式には利点と欠点があると考えている。デリバリー方式の採用により給食を実施していない中学校へ早期に給食が導入でき、献立も複数用意できるため、同方式を採用することとした。

中学生にとって、バランスのとれた栄養摂取をすることは、健康を維持する上で基本となるものである。また、子供の食生活は家庭の生活習慣と深くかかわっており、家庭は望ましい食生活を支える大きな役割を担っている。

このため、弁当持参か給食かを生徒と保護者が自由に選択できる中学校給食により、

望ましい食生活を身につけさせるとともに、食に関する指導の充実も図れる。

また、弁当を持参できない生徒にも食事を提供することが出来る。

福祉行政について (福祉医療費助成制度)

問 県は、乳幼児医療費、心身障害者医療費、一人親家庭医療費の助成制度について見直しを行い、受給資格者に一部自己負担金を導入する方針を示している。県議会において受益と負担の公平を前提に、将来的にも持続可能で、全市町が実施でき、利用者にも極力負担とならないような制度の導入に理解を求めたとのことである。

答 この県の考え方について市の見解を伺う。

答 県議会において、福祉医療費助成制度の見直しの考え方が示され、その議論がなされているところである。仮にこの一部負担が導入されると、当市においては、心身障害者医療費助成などの三公費で合計約四千万円が受給資格者及び保護者の負担となる。

当市では、福祉医療費助成



みなみ保育園仮園舎

制度について総合計画に位置づけ、子育てに係る経済的負担の軽減、並びに障害を持つ方の医療費負担の軽減を図る方針を示している。このため、この方針の推進に努力するが、県議会での議論と動向も注意していきたい。

入札制度について

問 みなみ保育園の仮園舎の新築工事入札については、入札が五回にも及び施工事業者を決定するのに約半年もかかっている。この要因及び経過を尋ねる。

答 本市においては、指名競争入札により入札契約業務を

実施している。資力、信用などについて信頼のおける事業者を選定することにより、不良不適格事業者の排除をしている。公正な競争の促進や工事施工の質の確保を図るなど、適正な執行に努めている。

入札不調については、全国的に増加傾向にある。その要因としては、民間建築工事等が比較的好調であること、企業は繁忙で配置できる技術者や技能労働者が不足していること、また市場の変動に伴う単価等の急激な上昇などが原因とされている。本市においても同様のようなのが影響しているものと考えている。

選挙公営について

問 従来のお願ひ型の選挙からマニフェスト型選挙に変わってきたという声が聞かれる。選挙ビラに候補者の考えを記載して住民の判断を仰ぐという点で、いい傾向であると思っている。また、その経費を公費で負担する選挙公営に関して、だれもが平等に選挙運動を行えるという意味で意義があると考えている。

しかし、他県での選挙公営

において、ポスター代の水増し請求が行われている。当市の選挙公営制度を見直す時期に来ているのではないかと

答 選挙公営は、候補者の選挙費用の軽減及び候補者間の機会均等を図るために、平成八年から実施されている。現在ではビラ等の作成もパソコン等で簡単に行うことができるようになったが、作成単価については、公職選挙法で国の上限金額が定められており、現在のところ単価の見直し等は考えていない。

ドックランの設置について

問 亀山市における犬の登録数は四千三百頭で、約四千世帯が犬を飼っている。

多くの愛犬家にとつての悩みは、犬を走らせることができないうことである。そのため、毎日散歩させているわけであるが、最近市外には犬を自由に走らせることができるドックランという施設ができていく。この施設に対してどういった認識を持っているのか伺う。

答 全国的には、ドックランは高速道路のサービスエリア

や観光施設などに隣接して設置されたり、都市部では公園の施設として設置をされている事例が多い。県内にも民間の施設があると伺っている。ドックランの主な効果は、犬の運動機能の維持や飼い主間のコミュニケーションの向上などと言われている。また、観光施設では、その施設の付加価値を上げる効果もある。

一方、施設の管理運営においては、使用上のルールやマナー、あるいは利用者間のトラブル対策といった課題もあると聞いている。

